

新型インフルエンザ等対策・特定接種 について（抜粋）

平成28年2月
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

【予防接種】特措法上の特定接種・住民接種

接種対象者・実施主体等

区分	対象者等	接種場所・接種体制	費用負担
特定接種 (第28条)	医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	各事業者が接種体制を整備。 原則、集团的接種。	公費負担
住民接種 ★(第46条)	全国民 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	市区町村が接種体制を整備。 原則、集团的接種。	公費負担

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われない場合には、予防接種法6条3項に基づく新臨時接種として住民接種を実施(被接種者に費用負担有り)。

接種スケジュール (イメージ)

ワクチン供給開始

住民接種開始

特定接種

住民接種

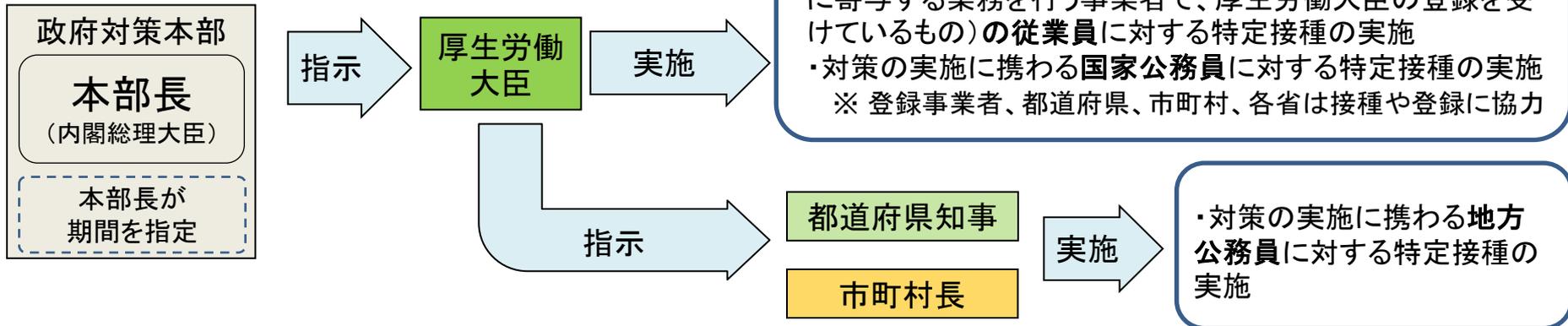
医療関係者／介護／電気・ガス・水道
警察・自衛隊・消防等……

小児／医学的ハイリスク者／
高齢者／成人・若年者・

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本となる考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

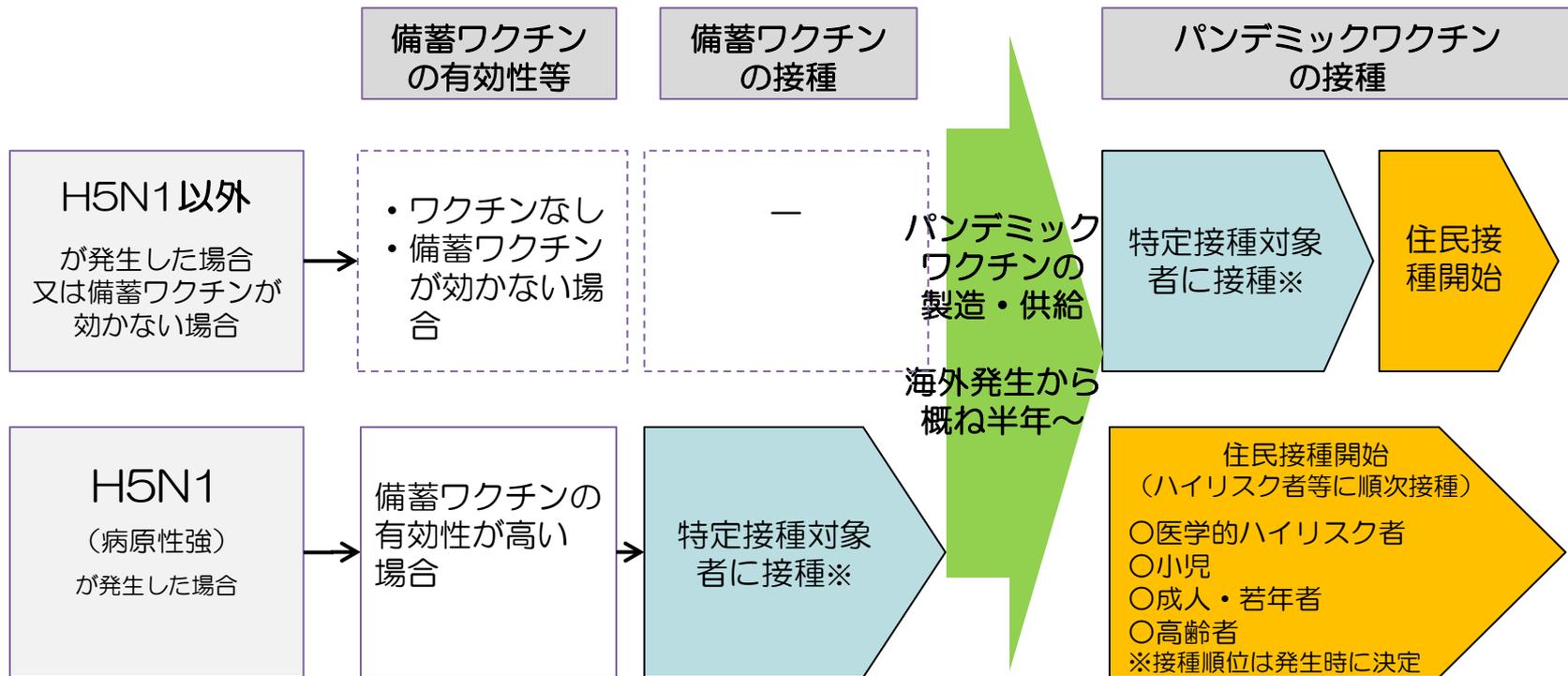
- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定公共機関同類型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	社会インフラ型	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、燃料小売業、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

※医療分野、介護福祉型、その他の民間登録事業者と同様の業務を行う公務員(区分3の公務員)については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。
 ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

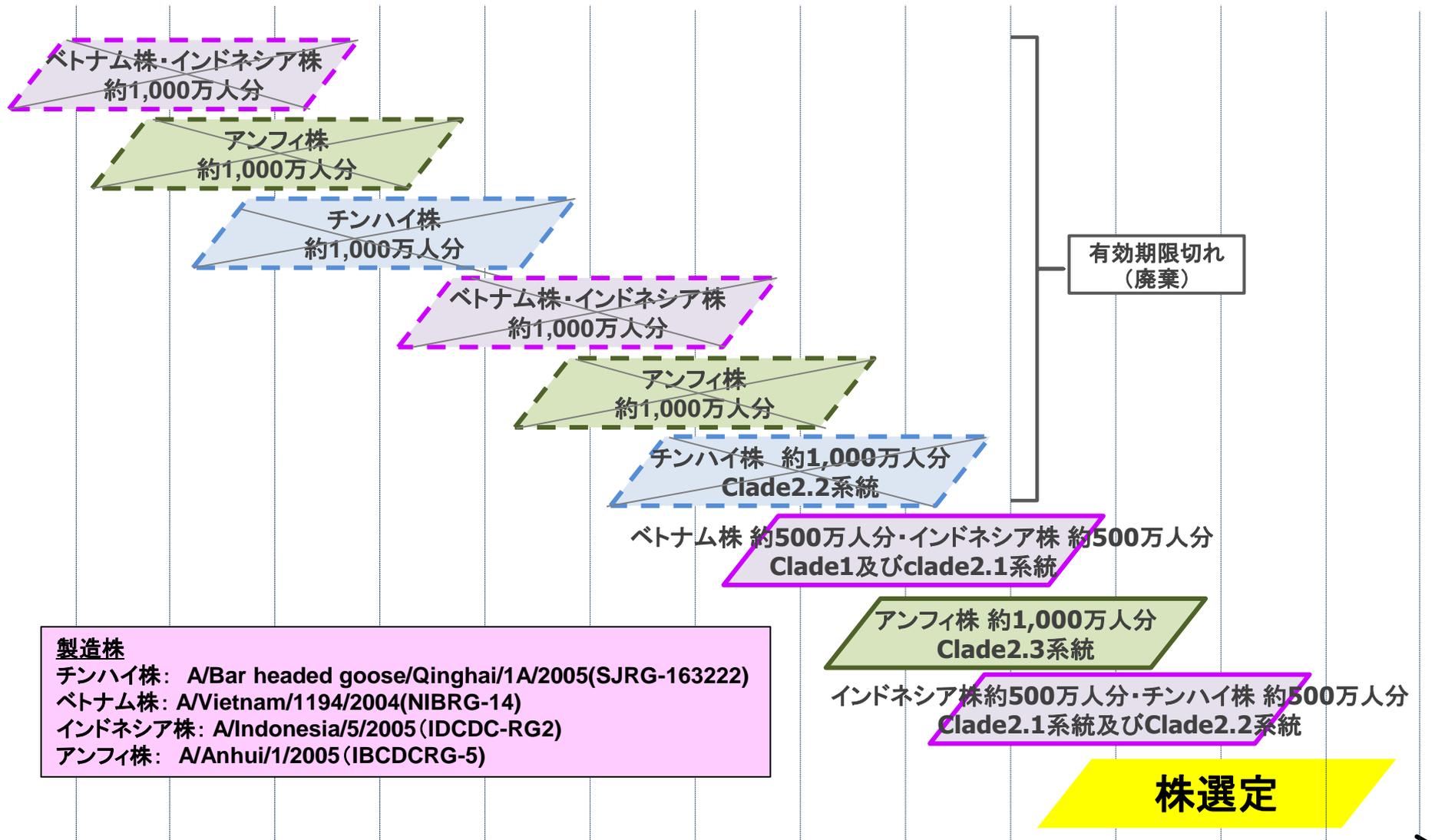
ワクチンの種類と特定接種の関係

- 新型インフルエンザのワクチンは、鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスを用いて製造した「プレパンデミックワクチン（備蓄ワクチン）」と、新型インフルエンザ発生後に、発生した新型インフルエンザのウイルスを用いて製造する「パンデミックワクチン」の2種類がある。
- 特定接種は、備蓄ワクチンが有効であれば、それを用いることになるが、発生した新型インフルエンザが備蓄しているH5N1以外の型であった場合、また備蓄ワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。



※ 実際の特設接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、決定される。

H5N1プレパンデミックワクチン備蓄の状況



※ 平成18年度から、鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルスに対するワクチンを、プレパンデミックワクチンとして、毎年1,000万人分を製造し、備蓄。

特定接種・登録対象者について

特定接種の定義(特措法第28条)

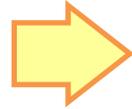
- ・「医療の提供」、「国民生活・国民経済の安定を確保するため」に実施するもの
- ・政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種

特定接種の登録対象者(民間事業者)

特定接種の登録対象者の基準

ステップⅠ:業種基準

- A 医療分野
- B 国民生活・国民経済安定分野
の業種に該当する事業者



ステップⅡ:事業者基準

- ①産業医を選任
かつ
- ②業務継続計画(BCP)を作成



ステップⅢ:従事者基準

登録対象業務に従事する者を登録対象者として、登録申請する。

Ⅰ 業種基準:登録基準告示*の表(登録要領の別添1の表)の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に該当する事業者であることが必要。*「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

Ⅱ 事業者基準:①産業医を選任し、かつ、②業務継続計画(BCP)を作成している事業者であることが必要。

※ただし、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業については、②の要件のみ。

Ⅲ 従事者基準:登録基準告示の表(登録要領の別添1の表)の「対象業務」に従事する者に限る。

※ このほか、接種実施医療機関の確保**が必要。国民生活・国民経済安定分野は、申請時未確保も可(ただし、登録実施後速やかに確保が必要)。**自施設以外で確保する場合、医療機関と覚書を締結。

※ 登録申請に当たっては、厚生労働省が周知する登録申請Q&Aのほか、国民生活・国民経済安定分野については、各業種ごとに担当府省庁が作成・周知する「業種別の登録申請Q&A」を参照していただきたい。

特定接種・対象者数の算定・登録

申請人数

登録人数

接種人数

①登録対象業務の従業者数※

全従業員のうち、登録対象業務に従事する者（登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者）の数

②常勤換算

申請人数を算定

③総枠調整 （国民生活・ 国民経済安 定分野）

④接種数

新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断、決定。

※外部事業者の職員が登録申請事業者に常駐して不可分一体となっている場合は、その職員も登録申請事業者の登録対象業務の従業者数に含むことができる。

なお、上記の要件に該当しない場合、登録事業者の登録人数の枠内においては、登録事業者が確実に当該業務従事者を管理することを前提に、登録事業者がその割り当てられたワクチンを外部事業者の従事者に配分することが認められる。

- 登録に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約1,000万人分であることを考慮し、医療分野及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請等人数の合計が1,000万人を超える場合、全体が1,000万人程度となるように、国民生活・国民経済安定分野に係る人数を調整（総枠調整）する。
- 特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数等は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際に、政府対策本部において決定されるため、登録されたことをもって必ずしも特定接種を受けられるわけではない。
- 登録する際に、厚生労働省のホームページにおいて、登録事業者の事業者名、事業所名及び所在地等（国民生活・国民経済安定分野については、登録人数を含む。）を公表。また、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した際に、実施した登録事業者名等を公表。
- 民間の登録事業者と同様の職務に従事する「区分3の公務員」*も、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野において対象者数を所属機関が厚生労働省に報告。 * 政府行動計画p82、新型インフルエンザ等対策ガイドラインp119参照